

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例をここに公布する。

令和5年2月15日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第5号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例

(別紙のとおり)

議案第 5 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例

(北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年北上地区消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 定年等条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（地方公務員法（昭和 25 年法律第 2 6 1 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間をいい、定年等条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき延長された期間を含む。以下同じ。）を延長された定年等条例第 6 条に規定する職を占める職員</u></p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 定年等条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間を延長された定年等条例第 6 条に規定する職を占める職員</u></p>

<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業<u>(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年北上地区消防組合条例第3号)の一部を改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時</p>

<p>間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例の一部改正)

第3条 北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例(平成17年北上地区消防組合条例第5号)の一部を改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上地区消防組合職員の再任用条例の廃止)

第4条 北上地区消防組合職員の再任用条例(平成21年北上地区消防組合条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2条、第5条第1項若しくは第3条、第6条第1項若しくは第2条又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、第1条の規定による改正後の北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例、第2条の規定による改正後の北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び第3条の規定による改正後の北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例の規定を適用する。

令和5年2月15日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整備及び廃止をしようとするものである。